

作成日 2001年04月25日
改訂日 2022年06月21日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

| | |
|----------|---------------------------------|
| 化学品の名称 | ハイテンパワー |
| 整理番号 | 1412-12 |
| 供給者の会社名称 | 北興化学工業株式会社 |
| 住所 | 〒103-8341 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号 |
| 担当部門 | 企画部 環境安全チーム |
| 電話番号 | 03-3279-5151 |
| FAX番号 | 03-3279-5195 |
| 緊急連絡電話番号 | 03-3279-5151 |
| 推奨用途 | 農薬(展着剤) |
| 使用上の制限 | 推奨用途以外の使用はしないこと |

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

| | |
|----------|--|
| 物理化学的危険性 | 引火性液体 区分3 |
| 健康有害性 | 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2A 生殖毒性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(腎臓 全身毒性 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(肝臓 血管 脾臓) |
| 環境有害性 | 水生環境有害性 短期(急性) 区分3 水生環境有害性 長期(慢性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない か分類できない。 |

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険有害性情報

危険

H226 引火性液体及び蒸気

H319 強い眼刺激

H335 呼吸器への刺激のおそれ

H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

H370 腎臓、全身毒性、中枢神経系の障害

H373 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓、血

管、脾臓の障害のおそれ

H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)

容器を密閉しておくこと。(P233)

容器を接地しアースをとること。(P240)

| | | |
|---------------------|--|--|
| | | 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241) |
| | | 火花を発生させない工具を使用すること。(P242) |
| | | 静電気放電に対する措置を講ずること。(P243) |
| | | ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260) |
| | | 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264) |
| | | 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264) |
| | | この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) |
| | | 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271) |
| | | 環境への放出を避けること。(P273) |
| | | 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280) |
| 応急措置 | | 皮膚又は髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353) |
| | | 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) |
| | | 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) |
| | | ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311) |
| | | ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313) |
| | | 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312) |
| | | 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314) |
| | | 特別な処置が必要である。(P321) |
| | | 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313) |
| | | 火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378) |
| 保管 | | 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233) |
| | | 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235) |
| | | 施錠して保管すること。(P405) |
| 廃棄 | | 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501) |
| 他の危険有害性 | | 情報なし |
| 重要な徴候及び想定される非常事態の概要 | | 情報なし |

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

化学名又は一般名

混合物

ポリオキシアルキレン脂肪酸エステル混合物

| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS番号 |
|-------------------|----------|-----|----------|-----|-------------|
| | | | 化審法 | 安衛法 | |
| ポリオキシアルキレン脂肪酸エステル | 30.0% | - | (7)-141 | 既存 | 181141-31-1 |
| 有機溶剤、水等 | 70.0% | - | - | - | - |

| | | | | | |
|---------------------------|-------|---------------------------------|---------|-----------|---------|
| イソプロピルアルコール (2-プロパノール) | 40.0% | C ₃ H ₈ O | (2)-207 | 2-(8)-319 | 67-63-0 |
|---------------------------|-------|---------------------------------|---------|-----------|---------|

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。

気分が悪いときは、医師に連絡する。

皮膚に付着した場合

多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診察、手当を受ける。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。

飲み込んだ場合

直ちに医師に連絡すること。口をすぐこと。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

情報なし

応急措置をする者の保護に必要な注意事項

ばく露による二次災害の防止。

医師に対する特別な注意事項

情報なし

5. 火災時の措置

適切な消火剤

粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素、砂、霧状水

使ってはならない消火剤

火災が周囲に広がるおそれがあるため、直接の棒状注水を避ける。

火災時の特有の危険有害性

火災時に有害ガスが発生するおそれがある。

特有の消火方法

消火作業は風上から行う。

火元への燃焼源を断ち消火剤を使用して消火する。

周辺火災の場合、周囲の設備などに散水して冷却し、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移動する。

消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行う。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
漏出した場所の付近に、ロープを張るなどして関係者以外の立入を禁止する。

作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

少量の場合は、吸着剤(おがくず、土、砂、ウエス等)で吸着させて取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取る。

二次災害の防止策

大量の場合は、土砂等で囲って流出を防止し、スコップ又は吸引機などで空容器に回収する。

回収後の少量の残留物は、土砂又はおがくず等に吸収させる。

すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

| | |
|-----------|--|
| 技術的対策 | 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 |
| 安全取扱注意事項 | 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 |
| 接触回避 | 『10. 安定性及び反応性』を参照。 |
| 衛生対策 | この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをすること。 作業衣を家に持ち帰ってはならない。 |
| 保管 | |
| 安全な保管条件 | 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。 涼しい所／換気の良い場所で保管すること。 容器を密閉して保管すること。 |
| 安全な容器包装材料 | 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。 |

8. ばく露防止及び保護措置

| | 管理濃度 | 許容濃度(産衛学会) | 許容濃度(ACGIH) |
|---------------------------|--------|---|------------------------------|
| イソプロピルアルコール (2-プロパノール) | 200ppm | 【最大許容濃度】 400ppm(980mg/m ³) | TWA 200 ppm, STEL 400 ppm |

設備対策

取扱いについては、できるだけ密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

保護具

| | |
|------------|-----------------------|
| 呼吸用保護具 | 防毒マスク(有機ガス用) |
| 手の保護具 | 保護手袋 |
| 眼の保護具 | 保護眼鏡(側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型) |
| 皮膚及び身体の保護具 | 保護服、保護長靴 |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|-------------------|-------------|
| 物理状態 | 液体(澄明可乳化液体) |
| 色 | 淡黄色 |
| 臭い | データなし |
| 沸点又は初留点及び沸点範囲 | データなし |
| 可燃性 | データなし |
| 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界 | データなし |
| 引火点 | 23.1°C |
| 自然発火点 | データなし |
| 分解温度 | データなし |
| pH | 5.5(×5) |
| 動粘性率 | データなし |
| 蒸気圧 | データなし |
| 密度及び／又は相対密度 | 0.911(20°C) |
| 相対ガス密度 | データなし |

| 粒子特性 | データなし |
|------------------|--|
| 10. 安定性及び反応性 | |
| 反応性 | 情報なし |
| 化学的安定性 | 通常の貯蔵・取扱いにおいて安定である。 |
| 危険有害反応可能性 | 情報なし |
| 避けるべき条件 | 直射日光、高温、多湿 |
| 混触危険物質 | 情報なし |
| 危険有害な分解生成物 | 通常の条件下では生成しない。 加熱や燃焼により分解し、有害ガスが発生するおそれがある。 |
| 11. 有害性情報 | |
| 急性毒性 | 経口 ラット(雄) LD ₅₀ > 5,000 mg/kg (1) ラット(雌) LD ₅₀ > 5,000 mg/kg (1) ラット(雄) LD ₅₀ > 2,000 mg/kg (1) ラット(雌) LD ₅₀ > 2,000 mg/kg (1) |
| 皮膚腐食性／皮膚刺激性 | 皮膚刺激性試験(ウサギ)：軽度の刺激性(1) |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | 眼刺激性試験(ウサギ)：弱い刺激性(1) 混合物は区分2Aのイソプロピルアルコールを10%以上含有し、混合物としては区分2Aに該当する。 |
| 呼吸器感作性又は皮膚感作性 | 皮膚感作性試験(モルモット)：軽度の皮膚感作性(1) |
| 生殖細胞変異原性 | データなし |
| 発がん性 | データなし |
| 生殖毒性 | 混合物は区分2のイソプロピルアルコールを1.0%以上含有し、混合物としては区分2に該当する。 |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 混合物は区分1(腎臓、全身毒性、中枢神経系)のイソプロピルアルコールを10%以上含有し、混合物としては区分1(腎臓、全身毒性、中枢神経系)に該当する。 |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | 混合物は区分3(気道刺激性)のイソプロピルアルコールを20%以上含有し、混合物としては区分3(気道刺激性)に該当する。 |
| 誤えん有害性 | 混合物は区分2(肝臓、血管、脾臓)のイソプロピルアルコールを10%以上含有し、混合物としては区分2(肝臓、血管、脾臓)に該当する。 |
| データなし | |
| 12. 環境影響情報 | |
| 生態毒性 | 魚類 :コイ LC ₅₀ (96h) 253 mg/L 甲殻類:オオミジンコ EC ₅₀ (48h) 15 mg/L 藻類 :緑藻 ErC ₅₀ (0-72h) > 100 mg/L (1) |
| 残留性・分解性 | データなし |
| 生体蓄積性 | データなし |
| 土壤中の移動性 | データなし |
| オゾン層への有害性 | データなし |
| 13. 廃棄上の注意 | |
| 残余廃棄物 | 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 |
| 汚染容器及び包装 | 容器は、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 |

14. 輸送上の注意

| | | |
|-------------|--|---|
| 国際規制 | 海上規制情報 UN No. Proper Shipping Class Sub Risk Packing Group Marine Pollutant | IMOの規定に従う。 1993 FLAMMABLE LIQUID, N.O.S. 3 — III Not Applicable |
| 国内規制 | 航空規制情報 UN No. Proper Shipping Class Sub Risk Packing Group | 1993 FLAMMABLE LIQUID, N.O.S. 3 — III |
| | 陸上規制 海上規制情報 国連番号 | 消防法の規定に従う。 1993 |
| | 品名 クラス 副次危険 容器等級 | その他の引火性液体(他の危険性を有しないもの) 3 — III |
| | 海洋汚染物質 航空規制情報 国連番号 | 非該当 航空法の規定に従う。 1993 |
| | 品名 クラス 副次危険 等級 | その他の引火性液体(他の危険性を有しないもの) 3 — 3 |
| 特別の安全対策 | | 輸送に際しては、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 移送時にイエローカードの保持が必要。 |
| 緊急時応急措置指針番号 | | 127 |

15. 適用法令

| | |
|---------|--------------------------------|
| 農薬取締法 | 登録番号 第20481号 |
| 労働安全衛生法 | 名称等を表示すべき危険物及び有害物 プロピルアルコール |
| 消防法 | 名称等を通知すべき危険物及び有害物 プロピルアルコール |
| | 第4類 第2石油類 水溶性液体 指定数量2,000L |
| | 危険等級III |
| 船舶安全法 | 引火性液体類 |
| 航空法 | 引火性液体 |

16. その他の情報

引用文献 (1)ポリオキシアルキレン脂肪酸エステルデータ

| | | |
|-----------|------------------------------|---|
| 記載内容の問合せ先 | 会社名 担当部門 電話番号 FAX番号 | 北興化学工業株式会社 企画部 環境安全チーム 03-3279-5151 03-3279-5195 |
|-----------|------------------------------|---|

急性中毒に関する緊急の問合せ先

公益財団法人 日本中毒情報センター(事故に伴い急性中毒のおそれがある場合に限る)

中毒110 番 一般市民専用電話 (大 阪) 072-727-2499(情報料無料)

365日 24時間対応

(つくば)029-852-9999(情報料無料)

365日 9~21時対応

医療機関専用有料電話 (大 阪) 072-726-9923(1件2,000円)

365日 24時間対応

(つくば)029-851-9999(1件2,000円)

365日 9~21時対応

医療機関の方が一般市民専用電話を使用された場合も、情報料 1件につき2,000円を徴収します。

注意事項

本データシートは作成年月日での製品情報を記載しておりますが、すべての情報を網羅しているものではありません。新たな情報を入手した場合には追加又は訂正されることがあります。記載されている内容は、安全な取扱いを確保するための情報であり、いかなる保証をなすものではありません。特殊な条件下で使用するときは、その使用状況に応じた安全対策が必要となります。